

教 育 局

教育総務室・学務課・学校給食課

教 育 委 員 会	……	371
市立小学校・中学校等	……	372
学 校 給 食	……	375

教 育 委 員 会

1 概要

教育委員会は、教育の中立性を維持し、教育・学術・文化の振興を図るために設置された執行機関である。学校、公民館、博物館、図書館等の教育財産の管理、校舎その他の施設及び教具等の整備、教育機関の職員の任免や研修、児童・生徒の入退学、学校の組織編成、教育課程、教材の取扱い、学校等の保健、衛生、学校給食、生涯学習の諸事業等に関する事務を所管し、執行している。

教育委員会は、市長が議会の同意を得て任命する教育長と5人の委員で組織され、教育長の任期は3年、委員の任期は4年である。

教育委員会の権限に属する事務を処理するために、教育長の統括の下に事務局が置かれている。

2 教育委員会

(令和5年5月1日現在)

職 名	氏 名	任 期
教 育 長	渡 邊 志寿代	自 令 4. 10. 1 至 令 7. 9. 30
教育長職務代理者	小 泉 和 義	自 令 4. 10. 1 至 令 8. 9. 30
委 員	平 岩 夏 木	自 令 3. 4. 1 至 令 7. 3. 31
委 員	岩 田 美 香	自 令 4. 4. 1 至 令 8. 3. 31
委 員	宇田川 久美子	自 令 元. 10. 1 至 令 5. 9. 30
委 員	白 石 卓 之	自 令 2. 10. 1 至 令 6. 9. 30

3 令和4年度教育委員会会議の実績

(1) 開催状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
定例会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12回
臨時会	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	2	4回

(2) 議決状況

事項	条例	規則	訓令	人事	予算	その他
件数	10	12	0	11	8	16

※条例及び予算並びにその他の一部は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条(昭和31年法律第162号)により、市長から議案作成に伴う意見の聴取があり、同意すると議決したもの

【教育総務室】

市立小学校・中学校等

1 学校数・児童生徒数

小学校

(各年5月1日現在)

年	学校数	児童総数	学年別児童数					
			1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
R 3	71	34,295	5,583	5,546	5,680	5,625	5,849	6,012
R 4	71	33,662	5,378	5,584	5,550	5,676	5,622	5,852
R 5	71	32,969	5,134	5,399	5,573	5,549	5,670	5,644

※義務教育学校（前期課程）を含む

中学校

(各年5月1日現在)

年	学校数	生徒総数	学年別生徒数		
			1学年 (7学年)	2学年 (8学年)	3学年 (9学年)
R 3	36	16,816	5,515	5,700	5,601
R 4	36	16,797	5,563	5,518	5,716
R 5	36	16,530	5,415	5,579	5,536

※義務教育学校（後期課程）を含む。()内は義務教育学校（後期課程）の学年

※R4～大野南中学校分校（夜間学級）を含む

2 学級数

小学校

(各年5月1日現在)

年	学級数	内 訳					
		1～12人	13～20人	21～25人	26～30人	31～35人	36～40人
R 3	1,338	297	20	64	301	483	173
R 4	1,354	319	17	63	367	486	102
R 5	1,366	332	20	100	389	445	80

※義務教育学校（前期課程）を含む

中学校

(各年5月1日現在)

年	学級数	内 訳					
		1～12人	13～20人	21～25人	26～30人	31～35人	36～40人
R 3	577	111	6	10	18	200	232
R 4	581	117	7	8	32	186	231
R 5	577	121	6	11	26	193	220

※義務教育学校（後期課程）を含む

※R4～大野南中学校分校（夜間学級）を含む

3 就学援助（要保護・準要保護）児童生徒数

経済的理由により義務教育に伴って必要な経費の支出が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の費用の一部を援助している。

小学校

年度	児童数	要保護		準要保護	
	5月1日 現在	対象者数	援助率 (/児童数)	対象者数	認定率 (/児童数)
R 2	34,658人	87人	0.25%	4,952人	14.3%
R 3	34,295人	109人	0.32%	4,728人	13.8%
R 4	33,662人	80人	0.24%	4,607人	13.7%

※義務教育学校（前期課程）を含む

中学校

年度	生徒数	要保護		準要保護	
	5月1日 現在	対象者数	援助率 (/生徒数)	対象者数	認定率 (/生徒数)
R 2	16,818人	28人	0.17%	2,675人	15.9%
R 3	16,816人	60人	0.36%	2,488人	14.8%
R 4	16,797人	86人	0.51%	2,446人	14.6%

※義務教育学校（後期課程）を含む

※R4～大野南中学校分校（夜間学級）を含む

※ 小中学校入学前に新入学児童生徒学用品費を支給

・令和5年度小学校入学予定者 501人 ・令和5年度中学校入学予定者 745人

4 学童通学安全指導員の配置等

通学時における学童の安全確保を図るため、車両の通行量が多く横断が危険な通学路等に学童通学安全指導員を配置するとともに、小学校入学時及び転入時に防犯ブザーを支給している。

・令和5年5月1日現在 指導員配置箇所数 133箇所

(登校時91箇所、下校時40箇所、防犯対策2箇所)

5 学校安全活動団体の支援

地域住民による学童の見守り活動の支援のため、組織の活動に対し助成している。

・令和4年度補助金交付団体数 49団体 ・令和4年度末団体登録者数 3,745人

6 奨学金

(1) 奨学金（給付型）

学習意欲があるにもかかわらず経済的理由により高等学校等への修学が困難な生徒に対し、返還不要の奨学金を給付する。

ア 給付資格

(ア) 本市に居住していること。

(イ) 経済的な理由(生活保護受給世帯を除く市民税所得割額が非課税の世帯)により修学が困難な者であること。

(ウ) 高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、高等専門学校及び専修学校(高等課程に限る。)に在学し、学業を続けようとする意欲のある者であること(特別支援学校に入学した者を除く。)

(エ) 相模原市岩本育英奨学金を受給していないこと。

イ 申請時期

(ア) 入学前申請

高等学校等入学予定年度の前年度の11月中旬～3月中旬

(イ) 随時申請

各年度の6月～7月(8月以降2月末までは申請を受け付けるが、この場合の初年度の奨学金は申請月から3月までの月数に応じた金額となる。)

平成30年度以降に高等学校等に入学した生徒等を対象とする。

ウ 決定状況(令和5年3月31日現在)

入学年度	決定者数	決定内訳				
		入学前申請	随時申請			
			1年次	2年次	3年次	4年次
H30	336人	259人	30人	18人	29人	0人
R 1	458人	374人	35人	24人	23人	2人
R 2	410人	321人	35人	24人	30人	—
R 3	366人	305人	32人	29人	—	—
R 4	331人	293人	38人	—	—	—
R 5	311人	311人	—	—	—	—
計	2,212人	1,863人	170人	95人	82人	2人

エ 給付額

入学支度金(入学前申請により決定した場合) 20,000円

修学資金 年額100,000円(8月、12月、3月の年3回に分けて給付)

オ 給付状況

給付年度	給付額	入学年度	給付内訳			
			入学支度金		修学資金	
			人数	金額	人数	金額
H30	40,116,000円	H30～R 1	624人	12,480,000円	284人	27,636,000円
R 1	66,912,000円	H30～R 2	315人	6,300,000円	628人	60,612,000円
R 2	89,716,000円	H30～R 3	307人	6,140,000円	863人	83,576,000円
R 3	85,008,000円	H30～R 4	290人	5,800,000円	824人	79,208,000円
R 4	84,852,000円	R 1～R 5	308人	6,160,000円	818人	78,692,000円

※給付停止者、退学・転出等による資格喪失者がいるため、決定者数と給付人数は一致しない。

(2) 岩本育英奨学金(給付型)

学術優秀でありながら、経済的理由により高等学校等への修学が困難な方に対し、奨学金を給付する。

ア 給付資格

(ア)本市に居住していること。

(イ)高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)及び高等専門学校に在学していること。

(ウ)学術優秀で、かつ、生活面及び行動面が良好であること。

(エ)経済的な理由(世帯の総所得額が生活保護基準の1.2倍以下)により修学困難な者であること。

イ 給付額

修学資金 月額 12,000円

進学・就職等準備金(2年次学年末) 30,000円(平成31年4月から開始)

ウ 給付状況

年度	給付者数	給付総額
H30	15人	2,160,000円
R 1	18人	2,922,000円
R 2	19人	2,946,000円
R 3	19人	2,916,000円
R 4	20人	3,090,000円

【学務課】

学 校 給 食

1 学校給食の概要

本市では、すべての市立小中学校及び義務教育学校 105 校で学校給食を実施している。

市立小学校は単独調理場方式、共同調理場方式、親子方式の3つの方式で給食を提供しており、各調理場に栄養教諭または管理栄養士・栄養士を配置し、市独自の基準献立をもとに、それぞれの学校等の特色を生かした献立を作成している。また、地場農産物を取り入れた献立による継続的な食育を推進している。

市立中学校は、城山・津久井地区では合併前から共同調理場方式により完全給食を実施しており、旧相模原市及び相模湖・藤野地区においては平成 22 年度から 2 か年をかけて選択制デリバリー方式にて完全給食を開始した。

2 献立計画および給食実施回数

市立小中学校等の給食の充実向上を図るため、文部科学省が策定した「学校給食実施方針」等に基づき、「献立計画」・「年間食育計画及び献立計画」を定めている。

給食実施回数 (令和 5 年度)

区 分	年間回数	月平均
小学校(完全給食) 中学校(完全給食) 義務教育学校(完全給食)	185	16.8

※ただし、中学 3 年生及び義務教育学校 9 年生は年間 169 回。

3 実施状況

(令和 5 年 5 月 1 日)

区分	給食方式		学校数(校)	児童生徒数(人)
小学校	単独調理場方式		55	29,414
	共同調理場方式	上溝学校給食センター	3	1,425
		城山学校給食センター	7	1,312
		津久井学校給食センター	4	736
		小 計	14	3,473
計		69	32,887	
中学校	共同調理場方式	城山学校給食センター	2	581
		津久井学校給食センター	2	420
		小 計	4	1,001
	デリバリー方式	南 区 1	6	2,752
		南 区 2	6	2,999
		中 央 区 1	6	3,116
		中 央 区 2	5	3,811
		緑 区	7	2,770
小 計	30	15,448		
計		34	16,449	
義務教育学校	共同調理場方式	津久井学校給食センター	2	136
合 計			105	49,472

※親子給食方式の藤野北小(児童数:24人)は、単独調理場方式に含む。

4 給食費

(令和5年度)

区分	給食種別	1食当たり単価	月額
小学校	完全給食	270円	4,600円
中学校	完全給食(共同調理場方式)	310円	5,300円
	完全給食(デリバリー方式)	330円	—
義務教育学校	前期課程	270円	4,600円
	後期課程	310円	5,300円

※令和5年4月より学校給食費(デリバリー方式を除く)の取扱いを、私会計(学校ごとに徴収・管理する方法)から、公会計(市で徴収・管理する方法)へ移行した。

5 給食費の推移

区分	年度	R2	R3	R4※ ¹	R5※ ²
		月額	月額	月額	月額
小学校	月額	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円
中学校	月額(共同調理場方式)	5,300円	5,300円	5,300円	5,300円
	デリバリー給食 1食当たり単価	330円	330円	330円	330円
義務教育学校	前期課程	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円
	後期課程	5,300円	5,300円	5,300円	5,300円

※¹新型コロナウイルス感染症や世界情勢の影響等により食材費が高騰する中であっても栄養バランスや質を保った学校給食が実施できるよう、7月から3月の給食費について1食あたり10円を公費負担した。

※²令和5年度についても、6月補正予算で対応。

6 学校給食センター

(令和5年度)

区分	上溝学校給食センター	城山学校給食センター	津久井学校給食センター
給食開始	平成26年4月11日	平成8年4月8日	昭和54年4月11日
対象校	共和小・大野台小 並木小	川尻小・湘南小・広陵小 広田小・桂北小・千木良小 内郷小・相模丘中・中沢中	中野小・根小屋小・串川小 津久井中央小・中野中 串川中・青和学園・鳥屋学園

7 米飯給食

自校炊飯(センター炊飯)及び委託炊飯の併用により、米飯給食を年間111回実施している。

8 化学肥料・農薬不使用米の使用

化学肥料・農薬を不使用の市内産米を学校給食で提供した。令和4年度は田名小学校にて2回実施。1回目は白米、2回目はもち米を混ぜ赤飯として使用した。

9 地場産食材の使用

学校給食において地場農産物の使用量を向上させる仕組みを構築することを目的に、令和4年度に、生産者、流通事業者、市場及び本市でモデル事業実施の協定を締結。市内産の玉ねぎの使用を促進した。事業期間は令和4年度から令和6年度まで。将来、多くの市内生産者、流通事業者が参加し、市内全域での実施を目指すもの。

令和4年度 地場産食材(玉ねぎ)使用実績:33校 計5.3t

10 イベント給食

平成 25 年度から、本市の特色を給食でPRすることを目的として年に 3 回実施している。

給食名	実施月	内容等
はやぶさ給食	6 月	はやぶさの日にちなみ、「あきらめない心」「努力する心」を伝える給食
さがみはら大好き給食	11 月	市制施行日を祝い、市内の農畜産物を積極的に活用した献立の給食
節分豆まめ給食	2 月	節分にちなみ、地場農産物である津久井在来大豆を取り入れた給食

11 提案献立募集事業

中学校デリバリー給食において、生徒から提案された献立を審査し、実際の給食として提供している。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
応募学校数	9 校	7 校	10 校	6 校	10 校	8 校
提供回数	10 回	7 回	17 回	30 回	33 回	33 回

12 学校臨時休業負担金

学校で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生し学級閉鎖等が発生した場合に、給食の提供をしなかった初日から保護者の負担を要しないこととし、キャンセルできずに廃棄した食材費を公費負担した。

13 学校給食あり方検討委員会

相模原市立中学校における全員喫食の学校給食の実施方式及び食育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的に令和 4 年 4 月 1 日に設置され、令和 4 年度は 6 回開催された。委員は、学識経験者、市民、保護者および学校長からなる 11 人(男性 4 人、女性 7 人)で、委嘱期間は令和 4 年 6 月 21 日から令和 6 年 3 月 31 日までである。

開催実績

	開催日	議題等
第 1 回	令和 4 年 6 月 21 日	全員喫食制への移行に向けて、デリバリー給食の試食 など
第 2 回	令和 4 年 8 月 8 日	本市にとってふさわしい給食提供の実施方式について など
第 3 回	令和 4 年 10 月 6 日	中間答申の骨子 (案) について など
第 4 回	令和 4 年 10 月 31 日	中間答申 (案) について
中間答申	令和 4 年 11 月 7 日	相模原市にとってふさわしい給食提供の実施方式を中間答申
第 5 回	令和 5 年 1 月 25 日	全員喫食の環境を活用した食育の方向性について
第 6 回	令和 5 年 3 月 29 日	全員喫食の環境を活用した食育の方針について (案)

